

被害者の有責性の概念からみる犯罪被害者支援の思想基盤

—— 被害者学における 2つの議論に注目して ——¹⁾

岡 村 逸 郎

〈要旨〉

本稿の目的は、犯罪被害者支援に関する法制度の学術的な思想基盤を、被害者学の成立・展開過程に着目して明らかにすることである。そのために、被害者学において重要な位置を与えられている被害者の有責性の概念に注目して、その概念の用いられかたの歴史的な変容過程を明らかにする。

被害者学の議論においては、対立する2つの議論が併存している。理論的な関心にしたがって被害者学の体系化を目指す議論と、実践的な関心にしたがって犯罪被害者支援の拡充を目指す議論である。被害者の有責性の概念は、被害者学の初期の議論において理論的な関心にしたがって形成された。さらにその概念は、犯罪被害者救済に関する議論において実践的な関心にしたがって展開された。そして犯罪被害者支援に関する議論において、2つの議論が立ちあがった。

被害者学という学問領域は、理論に重きをおく研究者と実践に重きをおく研究者とが被害者の有責性の概念をめぐる対立しながらも、両者が互いに折り合いをつけながら両輪となることで、展開してきた。この点が、先行研究で見落とされてきた被害者の有責性の概念と被害者学との間の関係である。

キーワード：被害者学，構築主義，被害者の有責性

1 問題の所在 —— 犯罪被害者支援を支える学問領域としての被害者学

本稿の目的は、犯罪被害者支援に関する法制度の学術的な思想基盤を、被害者学の成立・展開過程に着目して明らかにすることである。そのために、被害者学において重要な位置を与えられている被害者の有責性の概念に注目して、その概念の用いられかたの歴史的な変容過程を明らかにする。

近年、犯罪被害者への経済的、法的、ならびに精神的支援に関する運動や立法が活発化している。全国被害者支援ネットワークが1999年に出した「犯罪被害者の権利宣言」において、犯罪被害者が「医療的、経済的、精神的及びその他の社会生活上の支援を受ける」権利をもつと記された。さらに2004年12月8日に成立

した「犯罪被害者等基本法」において、犯罪被害者支援のために拡充されるべき施策が定められた²⁾。そして、この法律にもとづき、犯罪被害者支援に関する立法が推進されてきた。

法的支援に関する法律としては、2007年6月20日に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立した。この法律によって、犯罪被害者等が被害者参加人として刑事裁判に直接参加することなどが可能になった。経済的支援に関する法律としては、2008年3月31日に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が成立した³⁾。この法律によって、犯罪被害者に対して自動車損害賠償責任保険と同水準の給付金の支給がおこなわれるようになった。

犯罪社会学ないし法社会学の領域においては、1990年代以降における犯罪被害者支援への関心の高まりを、治安に関する社会意識の変容と関連づけて考察する研究（土井 2003: 268-77; 河合 2004: 232-5など）や、犯罪被害者支援活動を、犯罪不安の恒常的な社会問題化や厳罰化を引き起こした一因として検討する研究（浜井 2004: 19-21; Hamai and Ellis 2008: 79-82など）がなされてきた。また、刑事司法的ないし経済的な支援によってとりこぼされる犯罪被害者支援の福祉実践としての側面に注目して、セルフヘルプ・グループの活動を記述する研究がなされてきた（佐藤恵 2008, 2013: 125など）。

以上の研究は、近年社会問題化している犯罪被害者支援に注目して、それを社会的な研究の対象として提示した点に意義がある。しかしここでは、犯罪被害者支援を学問的な側面において支える研究者の活動が注目されてこなかった。

そこで本稿は、被害者学 (victimology) という学問領域に着目する。被害者学を専門とする研究者たちは、犯罪被害者支援に関する運動や立法を、研究活動や当事者団体の結成、ならびに政策提言をとおして支えてきた。

被害者学を扱った社会学的研究においては、刑事法学者たちが福祉や精神医学という刑事法学外の領域とかかわるなかで、犯罪被害者救済に関する議論や犯罪被害者支援に関する議論が形成された過程が明らかにされてきた（岡村 2014, 2015）。しかし、刑事法学者たちの活動の根本にある被害者の有責性の概念については、その歴史的な位置が十分に検討されてこなかった。本稿は、被害者の有責性の概念の用いられかたの変化に着目することで、犯罪被害者支援に関する法制度の学術的な思想基盤を明らかにする。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず第2節で、先行研究を検討したうえで、本稿がそれらの限界を乗り越えるために依拠する分析視角を提示する。つぎに第3節で、本稿が注目する被害者学の2つの議論の内容を検討する。さらに第4節で、被害者の有責性の概念が被害者学の初期の議論のなかで理論的な関心にしたがって形成された過程を確認する。また第5節で、被害者の有責性の概念が犯罪被害者救済に関する議論のなかで実践的な関心にしたがって展開された過程をみる。そして第6節で、被害者の有責性の概念が犯罪被害者支援に関する議論

のなかで展開されることで、2つの議論が併存する状況が立ちあがった過程を記述する。最後に第7節で、本稿が提示した知見とそのインプリケーションをまとめる。

2 先行研究と分析視角

2.1 先行研究

被害者の有責性の概念に注目した先行研究に、社会問題の構築主義に依拠する被害者研究がある。構築主義の被害者研究は、J. A. ホルスタインと G. ミラーによる「被害者化再考——被害者学への相互行為論的接近」に端を発する研究領域であり、被害者というカテゴリーが所与の客観的な状態として想定されていることを批判する。そして、そのカテゴリーが、特定の形容詞のある人物に付与する活動のなかで構築されると分析する (Holstein and Miller 1990: 105-19)。この視角に依拠して、日本でも多くの事例研究が蓄積されてきた (鮎川 1996; 狩谷 1998; 山本 2001など)。また、被害者というカテゴリーの歴史的な変容過程を記述する研究が蓄積されてきた (Best 1999; Berns 2004など)。

以上の構築主義の被害者研究は、被害者というカテゴリーを実体的な状態として措定せず、むしろそれを言語的な資源として展開される活動自体を研究の対象とした点に、意義がある。しかし、被害者の有責性の概念と被害者学との間の歴史的な関係に迫っていない点に、限界がある。

佐藤雅浩は、大正期以降の新聞記事の検討にもとづき、近代日本における被害者像の転換を分析する。佐藤雅浩は、従来の新聞記事における被害者が犯罪者に付随するものとして副次的にしか語られてこなかったが、1960年代から70年代にかけて、被害者が詳細に語られるようになったという。この変化が生じた要因を、被害者学の成立を背景に被害者の有責性を指摘する記事が書かれるようになったことで既存の被害者像が揺らいだことに求める (佐藤雅浩 2013: 138-44)。また大谷通高は、被害者補償に関する論文・著書の検討にもとづき、犯罪被害者が1970年代に社会的な救済対象として位置づけられたと分析する。そして、この議論において被害者の有責性の概念が補償を選定するさいの基準とされたと指摘する。そのために、被害者学の初期の議論と被害者補償論との間に連続性があると考察する (大谷通高 2008: 32)。

佐藤雅浩と大谷通高の研究は、被害者の有責性の概念と被害者学との間の関係を歴史的研究のなかに位置づけた点に意義がある。しかし、1960年代から70年代にかけての犯罪被害者救済に関する議論と近年の犯罪被害者支援に関する議論との間の関係を記述できていない点に、限界がある。

そのなかで岡村逸郎 (2014, 2015) は、1970年代における犯罪被害者救済の言説と1990年代以降における犯罪被害者支援の言説と間の関係を、刑事法学者の活動と精神科医の活動の交差に注目して分析する。しかし、被害者の有責性の概念

の用いられかた自体を分析の中心においていないため、その概念が現在の被害者学における犯罪被害者支援に関する議論の基盤にいかになっていないのか、明らかにしていない。

2.2 分析視角

先行研究においては、以上でみたように、被害者の有責性の概念と被害者学との間の関係には言及されながらも、その関係を被害者の有責性の概念の用いられかたの歴史的な変化に注目して分析することがなされてこなかった。そのため、犯罪被害者支援に関する法制度の学術的な思想基盤が十分に明らかにされてこなかった。この思想基盤を明らかにするためには、犯罪被害者支援に関する法制度の設計を学術的な側面から支えてきた法学者たちの活動に注目する必要がある。そして、法学的な思考にもとづく活動の根本にある被害者の有責性の概念に注目し、かれらの活動を被害者の有責性の概念の用いられかたの歴史的な変化との関係から分析する必要がある。

本稿は、特定の議論の形成過程をそこで用いられる言語的資源やレトリックに注目して分析する点で、社会問題の構築主義 (Spector and Kitsuse 1977=1990) の視座に基本的に依拠する。また、被害者というカテゴリーの用いられかたを分析するホルスタインとミラー (Holstein and Miller 1990) の発想に基本的に依拠しつつ、ホルスタインとミラーが注目していない歴史的な過程を分析する。

そのさいに注目するのが、J. ベストのいう「クレーム形成 (Claimsmaking)」の過程である。ベストは、社会問題が形成される過程をつぎの6つの段階に整理する。「クレーム形成」、「メディア報道 (Media Coverage)」、「大衆的反応 (Public Reaction)」、「政策形成 (Policymaking)」、「社会問題ワーク (Social Problems Work)」、ならびに「政策結果 (Policy Outcomes)」である (Best 2012: 17-23)⁴⁾。この整理に照らし合わせると、先行研究では、犯罪被害者に関する「メディア報道」の過程 (Best 1999; 佐藤雅浩 2013など) と「政策形成」の過程 (大谷通高 2008; 岡村 2014など) については研究が蓄積されてきたが、「クレーム形成」の過程については十分な研究が蓄積されてこなかった。

この過程については、特定の学問領域の成立過程を論文や著書などの資料にもとづいて歴史的に検討する社会学的研究 (石井 2009; 堀 2014など) によって研究が蓄積されてきた。犯罪被害者支援に関する法制度の学術的な思想基盤についても、この種の研究が展開される余地がある。

3 被害者学の2つの議論

3.1 理論的な関心にしがって被害者学の体系化を目指す議論

被害者学の議論においては、被害者の有責性の概念をめぐる対立する2つの議論が併存している。

第1に、理論的な関心にしたがって被害者学の体系化を目指す議論である。この議論においては、被害者をその有責性にもとづいて分類することが、被害者学にとっての重要な課題だと捉えられている。以下の言明は、日本における被害者学の創始者であり、刑法・被害者学を専門とする宮澤浩一によるものである⁵⁾。

誰が見ても気の毒な被害者、『典型的被害者』、『平均的被害者』、『疑う余地のない被害者』の場合に、加害者に対する世論は憎しみと怒りになり、被害者とその家族に対する同情と共感の念が生じる。被害者の類型を設定する場合、その座標軸は『平均的被害者』に置かれる。被害者というものを考える場合、まさに典型的で、被害者という概念にピッタリと当てはまるという意味で『理想的被害者』を基点とし、その標準から上下、左右にずれた『被害者』に対して、別の名称が与えられる。その場合、『比較的問題のない被害者』から『極めて問題のある被害者』に至る大きな広がりがあり、前回に紹介した『被害者の有責性』と結び付けて検討する必要性が出てくる。〔中略〕『完全に責任のない被害者』、『有責性の少ない被害者』の例としては、幼児や少年の誘拐や変質者の幼児に対する性犯罪の被害、全く不運としか言いようのない『通り魔』による殺傷事件の被害者がこれに入る⁶⁾。(宮澤 1997a: 47, 太字は原文)

ここでは、有責性のない「理想的被害者」を起点として、被害者をその有責性にもとづいて分類することが目指されている。そして、「理想的被害者」に対して「世論」の「同情と共感」が集まりやすいとされている。

また刑法・被害者学を専門とする諸澤英道は、被害者学を体系化した単著において、被害者の有責性の概念に重要な位置を与えている(諸澤 [1992] 1998: 120-7)。すなわち被害者の有責性の概念は、被害者学が学術雑誌での連載や単著において体系的に論じられるさいに、依然として重要な位置を与えられているのである。

3.2 実践的な関心にしたがって犯罪被害者支援の拡充を目指す議論

第2に、実践的な関心にしたがって犯罪被害者支援の拡充を目指す議論である。この議論においては、被害者をその有責性にもとづいて分類することが、むしろ支援活動の妨げになることだと捉えられている。以下の言明は、被害者学・刑事政策を専門とする太田達也によるものである。

但し、犯罪被害の発生につき被害者にも責に帰すべき行為があったことが明らかであるような場合でも、それだけを理由として情報提供の対象から除外することは差し控えるべきである。「理想的な被害者」のみを支援するような制度や運用は、支援の対象にならなかった者に対し「非難」を行って

ることと同じであり、被害者に対する精神的被害や2次的被害を助長しかねない。(太田 1999: 22)

太田は、このように、宮澤のいう「理想的な被害者」(宮澤 1966: 158)のみを支援の対象として選別することが、「精神的被害や2次的被害」を被害者に与える加害行為だと批判する。

被害者の有責性の概念を支援活動の妨げになるものだと捉える視点は、現在の犯罪被害者支援に関する議論においても広く共有されている。そこにおいては、「〔犯罪被害者支援と〕被害者の有責性論との結びつきはない。これは、現在の被害者学が被害者支援論を中心に展開されているからである」(柴田 2014: 217)というように、有責性の概念が、犯罪被害者支援に関する議論において乗り越えられたものとして捉えられている。

以上のように、被害者学の議論においては、理論的な関心にしたがって被害者学の体系化を目指す議論と、実践的な関心にしたがって犯罪被害者支援の拡充を目指す議論という、2つの議論が併存している。第4節以降では、これらの2つの議論が併存する状況がいかんして立ちあがったのかを、1960年代から90年代にかけての言説を分析することで明らかにする。

4 被害者学の初期の議論における被害者の有責性の概念

4.1 分類によって目指された被害者の具体化

被害者学は、1940年代から50年代にかけての西欧において、犯罪学への批判から生じたとされる。そのさいに重要な概念だとされたのが、被害者の有責性である。B. メンデルゾーンは、1956年の論文において、被害を受けやすい人格の特徴に注目した。そして、その特徴が犯罪の原因になった程度に応じ、被害者を以下の5類型に分類した。「完全に責任のない被害者」、「有責性の少ない被害者」、「加害者と同程度に有責な被害者」、「加害者よりも有責な被害者」、「最も有責な被害者」である(中田 1958: 182-3; 諸澤 [1992] 1998: 123-4)⁷⁾。

日本における被害者学の輸入は、精神科医の中田修が、被害者学の創始者とされるメンデルゾーンが執筆した論文の抄訳を1958年に刊行したことから始まった(中田 1958)。初期の被害者学においては、犯罪の発生に影響した被害者側の要因が、既存の犯罪学において注目されてこなかったと批判された。そして、犯罪を被害者側の要因に注目して分析する「被害の原因論」が展開された(諸澤 [1992] 1998: 8; 諸澤 [1992] 1998: 27-34)。その主要な要因の1つとされたのが、被害者の有責性だった。

宮澤は、被害者学の研究を体系化した博士論文を、慶應義塾大学の法学部へ1965年に提出した。そして、博士論文にもとづいて、2つの単著(宮澤 1966, 1967)を刊行した。宮澤は、被害者が、被害者学の隣接科学である犯罪学においていか

にして位置づけられてきたのか検討した。「犯罪学においては、被害者の占める位置はあくまでも附随的であり、その体系の中では周辺部に押しやられてしまう」（宮澤 1966: 91-2）と述べた。そして、「被害者学に独立の科学たるの地位を与える」（宮澤 1966: 3）ためには、被害者を「決して犯罪の所産であるにすぎないというほどの、消極的な存在ではない」（宮澤 1966: 86）、積極的な研究対象として確立する必要があると主張した。

宮澤は、以上のように被害者学を犯罪学から独立した「科学」として確立するために、犯罪学とは異なる原因論をとった。それは、被害者誘発のモデル、すなわち被害者の属性や振る舞いが犯罪を誘発したと捉えるモデルにもとづく原因論だった。そして、被害者になりやすい人間をさまざまな指標にもとづいて分類することで、被害者学の固有の研究領域を切り開こうとした（宮澤 1966: 90-4）。その指標として注目されたのは、被害者になりやすい人間の一般的性質である一般的被害者性（年齢、性、職業、社会的状況・地位）と、精神的・身体的性質である特殊的被害者性（知能的に遅滞している者、アルコール中毒、意志喪失者・意志薄弱者、情緒不安定者、被抑圧者・抑圧者、偏執狂、強欲者）だった（宮澤 1966: 186-214）。さらに、被害者の有責性を、誘拐、窃盗、殺人、詐欺、性犯罪という犯罪類型ごとに測った（宮澤 1966: 215-86）。

すなわち宮澤は、被害者が従来の犯罪学において犯罪者に付随するものとして抽象的にしか扱われてこなかったと批判した。そして、被害者を、個別の性質に注目してさまざまに分類することで独立した研究対象として具体化していこうとしたのである。

4.2 性犯罪被害者への注目 —— 原因究明と道徳的非難との混同

さらに宮澤は、被害者を独立した研究対象として確立する課題のもとで、とくに性犯罪被害者に注目した。なぜならばそれが、被害者誘発のモデルをとおして被害者を具体化するさいに、恰好の言語的資源になったからである。

必要以上に肉体の線、胸の隆起、腰のくびれを強調した服装などを、明らかにオフィスに勤めていると分かる女性が通勤電車で着用しているが、これなどは変態的欲望を挑発する以外の何物でもない。（宮澤 1966: 272-3）

被害者がさそわれるままについてゆくという一連のプロセス自体の中に、被害者の重大な落ち度を認めることが許されるであろう。だから、最初に会った時から犯行の時までの間の時間的経過が長いほど、被害者の責任は大きい。（宮澤 1966: 285）

事件の起りやすい状況を自分で作っておいて、不幸が身にふりかかるや否や、加害者をのろい、警察の無策を指弾するようなことは、被害者学の立場

からみると虫がよい言い分だと評せざるをえない。(宮澤 1967: 189)

ここで注目すべきは、被害者を犯罪の原因として位置づけることと被害者を道徳的に非難することが、混同されていたことである。宮澤は、原因究明を目指す一方で、「挑発する」「落ち度」「責任」「虫がよい」という道徳的非難が含まれうる言葉を混同して用いた。つまり、原因究明という「科学」的な営みに道徳的非難を滑り込ませたのである。このことは、のちに対立する2つの議論が立ちあがるうえで、重要な起点となっていく。

5 犯罪被害者救済に関する議論における被害者の有責性の概念

5.1 被害者補償に関する議論における被害者の有責性の概念の展開

第4節では、被害者学の初期の議論において展開された、被害者の有責性の概念にもとづく分類法をみた。この分類法は、のちに被害者補償に関する議論において援用されていった。

1960年代においては、宮澤が被害者学の輸入と体系化に努めたのに並行して、法律の実務家が欧米諸国で実施されている被害者補償制度を紹介した(小川太郎・佐藤勲平 1964など)。しかしこれらの紹介は、具体的な制度設計の見とおしが立たなかったものではなかった。

ところが、4.1でみた宮澤(1966)が刊行されたことによって、被害者学における被害者の有責性の概念が法律の実務家にも広く知られるようになった。

しかし、根本的にいって、すべての犯罪の被害者に〔補償の範囲を〕のばすことのできないことは、経費上の問題としてよりも、論理上の問題としてあきらかだ。それは被害者学(ヴィクチモロジー)の教えるところである。犯罪は、100%犯罪者に責任のあるばあいと100%被害者に責任のあるばあいとの連続のなかにある。ここで国家補償を考えるばあい、100%犯罪人に責任のあるばあいから始めていかなければ、世の理解をうけることはできない。(小川 1969: 9-10)

小川は、このように、被害者の有責性の概念にもとづく分類法を、国家補償制度をつくるうえで指標になるものとして捉えた。その後1970年代に入り、制度を具体化する議論が立ちあがるようになった。

5.2 被害者の有責性の概念の用いられかたの変化——理論から実践へ

続いて『犯罪と被害者 第1巻——日本の被害者学(1)』という編著が、1970年9月に刊行された。これは、宮澤の編集のもとで、法学者、精神科医、社会学者、法律の実務家などによって書かれた被害者に関する既存の論文をまとめたも

のだった。宮澤は、この編著の冒頭のはしがきにおいて、この編著に載せられた論文が、「専門誌あるいは各種紀要に発表されたものであるから、従来、一般の手に入ることが困難であった。これは、被害者学という新しい学問を、多くの人々に知っていただき、衆知を集めるのに、1つの障害となっていた」と述べた（宮澤 1970: 1）。そして、「被害者学研究は、今後、ますます経験科学的方法によって実証データを集め、実務に寄与する科学としての役割を演じてゆかなければならない」と主張した（宮澤 1970: 2）。このように、被害者学を社会一般に広く普及させることと、被害者学を「実務に寄与する科学」として展開することが課題にされた。

1970年代なかばになり、犯罪被害者の補償が新聞報道などによって社会問題化されるようになった⁸⁾。このきっかけになったのは、1974年8月に起きた、三菱重工ビル爆破事件という多くの死傷者を出したテロ事件だった。この事件を受けて、「犯罪による被害者の補償」と題する対談が、1974年11月の『ジュリスト』に掲載された（平野ほか 1974）。

この対談での議論や当時の新聞報道においては、通り魔的犯罪による「何の罪もない」被害者に対する補償が注目された。刑事法学・被害者学を専門とする大谷実は、この被害者補償に関する議論において、有責性の概念にもとづく被害者類型の1つである「完全に責任のない被害者」を、優先して救済すべき対象として位置づけた。

被害者に被害を受けるについて責められるべき態度が明らかに認められるような場合には、一般の同情は得がたいのであるから、文字どおり“通り魔”的な犯罪による場合とか、被害者に落ち度が認められないようなケースと区別して考えることはできる。その意味で被害者学は、救済を要すべき被害者はいかなる人たちであるかを選び分ける基礎的資料を提供するものである。われわれは、あらゆる殺人や傷害といった犯罪の被害者に公的な救済措置を講ずべきだと主張するわけではない。真に同情に値する悲惨な被害者がその対象となるような制度だけが、世論や立法者を説得できるのである。（大谷実 1975b: 34-5）

大谷実は、このように、救済すべき被害者を「完全に責任のない被害者」を基点として選別することに、被害者学の領分を求めた。すなわち被害者の有責性の概念は、被害者学の初期の議論においては独立した研究対象を確立するという理論的な関心にしたがって用いられたが、国家補償制度が問題化することにもとない、制度設計という実践的な関心にしたがって用いられるようになったのである。

大谷実は、被害者学を専門とする学者のなかで唯一、参考人として国会に呼ばれた。大谷実は、1975年7月2日に開かれた衆議院法務委員会において、補償制

度が「悲惨な状態にある者に対する公的な同情心を出発点としている」ために、被害者に有責性がある場合に補償が適用されるべきでないと述べた。そして、その具体例として、同居の親族間ないし扶養者・被扶養者間の犯罪や暴力団の抗争によって被害が生じた場合や、被害者に挑発あるいは重大な過失があった場合をあげた（大谷実 1975a: 3）。

その後、1980年4月23日に成立した「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」において、被害者に有責性が認められた場合に「犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる」と規定された⁹⁾。すなわち被害者学を専門とする研究者たちが主張してきた選別の基準が、法律上で明文化されたのである。犯罪被害者救済に関する議論は、この法律をもって収束することになった。

6 犯罪被害者支援に関する議論における被害者の有責性の概念

6.1 被害者の有責性の概念への批判——「科学」としての被害者学の理論的な精緻化

1980年代に入り、藤本哲也らによる「被害者学再考」という連載が、1981年から1983年にかけての『比較法雑誌』に掲載された。この連載は、1970年代後半になって日本の犯罪学において頻繁に言及されるようになったラベリング理論にもとづいて、被害者の有責性の概念を批判するものだった。

藤本らの主張は、以下のように要約できる。従来の被害者学においては、相関関係と因果関係を混同した原因論がとられてきた。従来の被害者学は、被害者になりやすいグループがもつ属性を、犯罪統制機関がつくった統計にもとづいて導き出してきた。そして、この属性が犯罪の原因だという因果関係の措定を、被害者誘発のモデルのもとでおこなってきた。しかしこの因果関係の措定においては、犯罪統計がつくられるさいに生じるサンプリング・バイアスが考慮されていない。したがって、同じ属性をもちながら現実には被害者にならない、統制群の説明ができない（藤本ほか 1981: 45-9; 藤本ほか 1981: 68）。被害者学が有効な理論枠組みを確立するには、犯罪統制機関による被害者化の過程と、被害者誘発の過程とを、明確に区別する必要がある（藤本ほか 1983: 128）。さらに、従来の被害者学においては、このように統計学的に不徹底な原因論にもとづくことで、原因究明と道徳的非難とが混同されてきた。すなわち、道義的な責任観念と受けとられやすい有責性という言葉が用いられることで、被害者人格の社会的危険性と規範的な非難可能性とが混同されてきた。被害者学が事実学として発展するためには、道徳的非難の要素を、被害の原因論から明確に分離する必要がある（藤本ほか 1981: 49-56）。

藤本らは、以上のように、4.1でみた初期の宮澤によって提示されたプロジェクトにのっとりうえて、あくまで被害者学を「科学」として理論的に精緻化することを目指した。そして、その精緻化が、以下の2つの方法によって実現でき

ると主張したといえる。第1に、被害の原因論を、相関関係と因果関係との区別をとおして統計学的に厳密化する方法である。第2に、被害者の有責性の概念を、原因究明と道徳的非難との分離をとおして社会科学的に厳密化する方法である。以上の主張は、犯罪統制機関による恣意的なラベリングが逸脱を生む、というラベリング理論の視点 (Becker 1963 = [1978] 1993: 22-4) を被害者学に援用することで、展開されたものだった。

6.2 被害者の有責性の概念のあいまいな保持——被害者学の支援の学としての展開

対して宮澤は、ラベリング理論を藤本らと異なるかたちで援用することで、被害者学を犯罪被害者支援に関する議論として展開していった。

宮澤は、ラベリング理論が、「非行や犯罪の統制・処理に当る者の『事件処理』の在り方が、人によってその犯罪・非行性を悪化させる」側面に注目することで、犯罪学において「犯罪化」への注目を生じさせたと述べた。そして、この犯罪化という視点が、被害者学において「被害者化」への注目を生じさせたと論じた (宮澤 1987: 22-3)。

宮澤は、この被害者化を、3つの段階に分類した。まず宮澤は、第1次被害者化を、人々が犯罪行為などによって直接に被害を受ける現象として定義した。つぎに、第2次被害者化を、以下の現象として定義した。家族や近隣の人々、犯罪統制機関、被告人ないし弁護士、ならびにマスコミが、被害者の落ち度を追及するなどの不適切な対応をとることで、被害者がさらに傷つけられる現象である。そして、第3次被害者化を、以下の現象として定義した。第1次被害者化と第2次被害者化が、持続的な負の影響を被害者の人格に対してもたらす現象である (宮澤 1987: 23)。そして、第3次被害者化を予防するためには、犯罪被害者への精神的な支援が必要であると主張した (宮澤 1988: 199)。

以上の議論は、社会的なラベリングが逸脱を生むという視点を第2次被害者化という概念に、そしてラベリングによって逸脱的アイデンティティが形成されるという視点 (Becker 1963 = [1978] 1993: 44-57) を第3次被害者化という概念に転用することで、展開されたものだった。

さらに宮澤は、第2次被害者化と第3次被害者化の概念を用いることで、『被害者支援』の枠を広げる必要がある」と主張した (宮澤 1997b: 72)。すなわち、従来の被害者学が対象にしてきた1次被害を起点として、被害者の周囲の対応によるあらゆる影響すらもさらなる被害だと定義づけることで、研究対象である被害を多様化していったのである。この方法は、藤本らが目指した「科学」としての被害者学の理論的な精緻化と異なり、被害者の有責性の概念を曖昧に保持したまま、被害者学を、いわば支援の学として展開しようとするものだった。

6.3 対立する2つの議論が併存する状況の成立

6.2では、宮澤が、藤本らからの批判を受けて、第2次被害者化と第3次被害者化の概念にもとづく議論を展開した過程をみた。ここで注目すべきことは、この第2次被害者化という概念のもとでは、被害者の落ち度を追及する行為が批判されるべき加害行為として定義直されたことである。なぜならばその行為が、従来の被害者学における被害の原因論において、まさにおこなわれてきたものだったからである。

しかしそれでも宮澤は、被害者を有責性の概念にもとづいて分類し続ける志向を、かたくなに保持し続けていった。その分類への志向は、第3節で引用した宮澤(1997a: 47)のように、かれが被害者学の体系化を目指す文脈においてとりわけ鮮明に現われた。

しかし、第3節であげた太田をはじめとして、犯罪被害者支援の実践により重きをおく研究者にとっては、被害者をその有責性にもとづいて分類することは、「被害者に対する精神的被害や2次的被害を助長」しかねないものだとされていた(太田 1999: 22)。このようにして、理論的な関心にしたがって被害者学の体系化を目指す議論と、実践的な関心にしたがって犯罪被害者支援の拡充を目指す議論という、2つの議論が併存する状況が立ちあがったのである。

7 結論

本稿は、まず第4節で、被害者の有責性の概念が1960年代の日本の被害者学において被害者を独立した研究対象として確立するために理論的な関心にしたがって形成されたことを、宮澤の議論を中心としてみた。つぎに第5節で、被害者の有責性の概念が1970年代の犯罪被害者救済に関する議論において救済対象を選別するための基準として実践的な関心にしたがって展開されたことを、大谷実の議論を中心として示した。さらに第6節で、被害者の有責性の概念をめぐる2つの議論が1990年代の犯罪被害者支援に関する議論において立ちあがった過程を、宮澤と太田の議論を中心として記述した。

本稿は、以上のように、理論的な関心にしたがって被害者学の体系化を目指す議論と、実践的な関心にしたがって犯罪被害者支援の拡充を目指す議論という、2つの議論に注目して、それらの議論が併存する状況がいかにして立ちあがったのか明らかにした。最後に、そのことが、犯罪被害者支援に関する法制度の学術的な思想基盤について考察するさいにいかなるインプリケーションをもたらすのか検討する。

宮澤や諸澤のように理論的な関心にしたがって被害者学の体系化を目指す研究者にとっては、被害者の有責性の概念は依然として活動にとって本質的な概念だとされ続けた。しかし、太田のように実践的な関心にしたがって犯罪被害者支援の拡充を目指す研究者にとっては、被害者の有責性の概念はむしろ被害者に2次

被害を与えるだけのものとして活動にとって本質的な概念だとはされなくなっていった。いい換えれば、被害者学の領域における主要な課題が被害者学の立ちあげから犯罪被害者支援へと移り変わることにともない、犯罪被害者が語られる場面が多様化した。そのことによって、被害者の有責性の概念の用いられかたに多様化が生じたのである。

被害者の有責性の概念は、被害者を対象にする研究領域を法学的な枠組みのもとで立ちあげるさいには、活動にとって本質的な概念として位置づけられた。しかし、被害者学の体系化から被害者の経済的、法的、ならびに精神的支援にいたるまで被害者学における課題が多様化した状況においては、その概念を肯定的に捉える議論から否定的に捉える議論まで、さまざまに幅をもった議論が併存するようになった。

ここで重要なことは、理論的な関心にしがった議論と実践的な関心にしがった議論が、被害者の有責性の概念をめぐる主張の内容面で鋭く対立しながらも、どちらかの議論が廢れることなく、両者が併存しているということである。本稿がみてきたように、被害者学という学問領域は、理論に重きをおく研究者と実践に重きをおく研究者とが被害者の有責性の概念をめぐる対立しながらも、両者が互いに折り合いをつけながら両輪となることで、展開されてきた。この点が、先行研究で見落とされてきた被害者の有責性の概念と被害者学との間の関係であり、本稿が提示した独創的な知見である。

本稿は、被害者の有責性の概念をめぐる対立する2つのに注目することで、犯罪被害者支援に関する法制度の学術的な思想基盤を明らかにした。しかし残された課題もある。その概念が、制度的な場面においてどのように用いられてきたのか明らかにできなかったことである。5.2で言及した「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」は、複数の法改正を経て現在も運用されている。そこでは、法律の実務家によって、本稿でみた理論的な関心および実践的な関心にもとづく活動とは異なるかたちで、被害者の有責性の概念が用いられてきたことが予想できる。その過程を詳述することで犯罪被害者支援をより多面的に分析することが、今後の課題である。

[注]

- 1) 本研究は、日本学術振興会による補助金の交付を受けておこなった研究の成果である(課題番号:16J01196,「犯罪被害者支援に関する歴史社会学的研究——刑事法学・精神医学の領域交差に注目して」)。
- 2) 犯罪被害者等基本法の詳細は、番ほか(2006)を参照。
- 3) この法律は、1980年4月23日に成立した「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」にもとづいて制定されたものである。この法律によって、給付水準の大幅な引き上げおよび受給資格者の範囲の拡大がおこなわれた。
- 4) ベストは、クレイム形成の過程について以下のように述べる。

クレイムメーカーは、この段階においてクレイムを作る。すなわちかれらは、特定の厄介な状態が社会問題として認識されるべきであり、誰かがその問題に関して何かをおこなうべきだと主張する。〔中略〕

すべてのクレイムメーカーが社会運動家というわけではない。医師、科学者、法律家といったさまざまな種類の専門家からもクレイムは作られる。これらの人々は、特別な知識をもっているため、特別な権威のもとでの発話をととしてクレイムを申し立てる。たとえば科学者は、特定の厄介な社会的状態の本質や範囲を示す調査をおこなうだろう。あるいは法律家は、状況に関連する法律が再解釈される必要があると主張するだろう。(Best 2012: 19-20, 太字は原文)

- 5) 宮澤は、西欧からの被害者学の輸入と体系化を単著(宮澤 1967)ではじめておこなった研究者であり、その後も著書や論文の執筆、学会の設立などをととして日本の被害者学の成立・展開に大きく寄与した研究者である。
- 6) この言明は、1997年2月に掲載された「被害者の類型」という論文からの引用である。この論文は、1996年5月から1998年6月にかけての『捜研』に掲載された、宮澤による「被害者学入門」という連載の一部だった。
- 7) メンデルソンの論文の抄訳(中田 1958)では、はじめ「無罪な」「有罪性」「有罪な」という言葉が用いられた。しかしのちの日本の被害者学では、「責任のない」「有責性」「有責な」という言葉を用いることが一般的になった。そのため本稿の記述は、後者の言葉で統一した。
- 8) たとえば、「犯罪被害者の救済制度」(『朝日新聞』1974.9.21朝刊, 5面)である。新聞報道の活動の詳細については、岡村(2013)を参照。
- 9) 「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」の第6条では、「犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる」場合として、以下の場合が規定された。
 - 1 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。
 - 2 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
 - 3 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第9条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき。

〔文献〕

- 鮎川潤, 1996, 「フィクションとしての逸脱行動——『被害者』の社会的構築を中心として」磯部卓三・片桐雅隆編『フィクションとしての社会——社会学の再構成』世界思想社, 156-83.
- 番敦子・武内大徳・佐藤文彦, 2006, 『犯罪被害者等基本計画の解説』ぎょうせ

い。

- Becker, Howard S., 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, New York: Free Press. (= [1978] 1993, 村上直之訳『新装 アウトサイダーズ——ラベリング理論とはなにか』新泉社.)
- Berns, Nancy, 2004, *Framing the Victim: Domestic Violence Media and Social Problems*, New Jersey: Transaction Publishers.
- Best, Joel, 1999, *Random Violence: How We Talk about New Crimes and New Victims*, California: University of California Press.
- , 2012, *Social Problems*, 2nd ed., New York: W. W. Norton & Company.
- 土井隆義, 2003, 『〈非行少年〉の消滅——個性神話と少年犯罪』信山社.
- 浜井浩一, 2004, 「日本の治安悪化神話はいかに作られたか——治安悪化の実態と背景要因」『犯罪社会学研究』29: 10-26.
- Hamai, Koichi and Tom Ellis, 2008, “Genbatsuka: Growing Penal Populism and the Changing Role of Public Prosecutors in Japan?,” *Japanese Journal of Sociological Criminology*, 33: 67-92.
- 藤本哲也・朴元奎・河合清子, 1981, 「被害者学再考(2)——批判と展望」『比較法雑誌』15(2): 33-73.
- , 1983, 「被害者学再考(4)——批判と展望」『比較法雑誌』17(1): 105-55.
- 平野龍一・大谷実・井戸田侃・鈴木義男・佐藤進・宮澤浩一, 1974, 「犯罪による被害者の補償」『ジュリスト』575: 18-36.
- Holstein, James A. and Gale Miller, 1990, “Rethinking Victimization: An Interactional Approach to Victimology,” *Symbolic Interaction*, 13(1): 103-22.
- 堀智久, 2014, 『障害学のアイデンティティ——日本における障害者運動の歴史から』生活書院.
- 石井幸夫, 2009, 「優生学の作動形式——永井潜の言説について」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生編『概念分析の社会学——社会的経験と人間の科学』196-232.
- 狩谷あゆみ, 1998, 「法廷における犯行動機の構成と被害者のカテゴリー化——『道頓堀野宿者殺人事件』を事例として」『社会学評論』49(1): 97-109.
- 河合幹雄, 2004, 『安全神話崩壊のパラドックス——治安の法社会学』岩波書店.
- 宮澤浩一, 1966, 『被害者学の基礎理論』世界書院.
- , 1967, 『被害者学』紀伊國屋書店.
- , 1970, 「はしがき」『犯罪と被害者 第1巻——日本の被害者学 (1)』成文堂, 1-3.
- , 1987, 「犯罪被害と被害者特性」『法律のひろば』40(1): 20-8.

- , 1988, 「総説 被害者学の動きとのかかわり」『刑法雑誌』29(2): 195-220.
- , 1997a, 「被害者学入門 10 被害者の類型」『捜研』46(2): 45-55.
- , 1997b, 「被害者への支援活動に寄せて」『警察学論集』50(4): 67-93.
- 諸澤英道, [1992] 1998, 『新版 被害者学入門』成文堂.
- 中田修, 1958, 「Mendelsohn 氏の被害者学(La Victimologie) —— 生物・心理・社会学的な科学の新しい1部門」『犯罪学雑誌』24(6): 178-84.
- 岡村逸郎, 2013, 「『通り魔的』の誕生と犯罪被害者問題 —— 犯罪被害者補償に関する新聞報道のカテゴリー化実践に注目して」『犯罪社会学研究』38: 110-23.
- , 2014, 「犯罪被害者救済の言説の地平はいかにしてきりひらかれたのか —— 〈社会保険〉が作りあげた, 大谷実の実践について」『年報社会学論集』27: 25-36.
- , 2015, 「犯罪被害者支援における『対等』な支援者-被害者関係の社会的構築 —— 2次被害の概念を用いた被害者学者の活動に関する歴史的考察」『犯罪社会学研究』40: 87-99.
- 小川太郎, 1969, 「被害者に対する刑事政策」『犯罪と非行』2: 2-12.
- 小川太郎・佐藤勲平, 1964, 「ニュージーランドにおける被害者補償の新立法」『罪と罰』1(3): 13-7.
- 太田達也, 1999, 「被害者に対する情報提供の現状と課題」『ジュリスト』1163: 18-29.
- 大谷通高, 2008, 「社会的な救済の対象としての『犯罪被害者』 —— 60・70年代の日本の被害者学と補償論の考察から」『Core Ethics』4: 25-35.
- 大谷実, 1975a, 「75-衆-法務委員会-29号 昭和50年07月02日」, 国会会議録検索システム, (2016年5月25日取得, <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/075/0080/07507020080029.pdf>).
- , 1975b, 『犯罪被害者と補償 —— “いわれなき犠牲者”の救済』日本経済新聞社.
- 佐藤恵, 2008, 「起点としての『聴く』こと —— 犯罪被害者のセルフヘルプ・グループにおけるある回復の形」崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編『〈支援〉の社会学 —— 現場に向き合う思考』青弓社, 40-61.
- , 2013, 「『聴く』ことと『つなぐ』こと —— 犯罪被害者に対する総合的支援の展開事例」伊藤智樹編『ピア・サポートの社会学 —— ALS, 認知症介護, 依存症, 自死遺児, 犯罪被害者の物語を聴く』晃洋書房, 123-56.
- 佐藤雅浩, 2013, 「近代日本における被害者像の転換」中河伸俊・赤川学編『方法としての構築主義』勁草書房, 134-53.
- 柴田守, 2014, 「犯罪被害者をめぐる諸問題 —— 被害者学」岡邊健編『犯罪・非行の社会学 —— 常識をとらえなおす視座』有斐閣, 213-28.

- Spector, Malcolm and Kitsuse, John I., 1977, *Constructing Social Problems*,
Cummings. (=1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問
題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社.)
- 山本功, 2001, 「隣人訴訟がはじまるまで——被害者カテゴリーをめぐって」『現
代社会理論研究』11: 122-37.